

厚生労働省発基安 0316 第 63 号

令和 8 年 3 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

1 労働安全衛生規則の一部改正

事業者に対して、産業医の解任等があった場合に、当該解任等があった産業医の氏名、解任等の年月日等の情報を、所轄労働基準監督署長に対して遅滞なく報告することを義務付ける。ただし、当該産業医の後任者の選任報告に際して、前任者の解任等の報告を行った場合は、この報告を不要とする。

2 施行期日等

- (1) この省令は、令和八年八月一日から施行する。(附則第1条関係)
- (2) この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第2条関係)